

## 政令改正等に伴う練馬区国民健康保険条例の改定について

### 1 政令改正等（平成 24 年度実施分）

#### (1) 特定同一世帯所属者の恒久化

同世帯の方の中に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方（特定同一世帯所属者）がいる場合、国民健康保険にそのまま残る被保険者（世帯）の保険料への影響を及ぼさないようにする措置として、均等割の軽減判定の際に特定同一世帯所属者を含めて軽減判定を実施してきた。この措置は5年間の経過措置であり、24年度で終了することとなるため、恒久的な措置とするための改正を行う。

#### (2) 共同事業の延長

保険者である区市町村間の財政的な不均衡を軽減し、都道府県単位での保険運営を推進するため、平成 22 年度から 25 年度までの間、暫定的に行われてきた共同事業（高額療養費共同事業および保険財政共同安定化事業）を 26 年度まで 1 年間延長する改正を行う。

なお、当該事業については、既に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に平成 27 年度から恒久化されることが定められている。

#### (3) 障害者自立支援法等の名称変更

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、引用している法等の名称が変更されたため、所要の改正を行う。

### 2 今後予定されている法令改正等

#### (1) 地方税法等の一部改正

地方税の延滞金・還付加算金の見直しが平成 25 年度税制改正の大綱（平成 25 年 1 月 29 日閣議決定）において決定されたことに伴い、地方税法等の一部改正が予定されている。これに伴い、条例を改正するものとする。

### 3 施行期日

1・・・平成 25 年 4 月 1 日。ただし、1 (2) は、公布の日から施行する。

2・・・法未施行により、未定。